

介護保険・総合事業・高齢者福祉サービスについて

●介護保険課 TEL：582-1127
●長寿政策課 TEL：584-5474

〈介護保険〉

介護が必要な状態の方に対して入浴や食事等の介助、機能訓練、福祉用具の貸与などのサービスを提供することで、できる限り要介護・要支援状態の軽減・悪化の防止に役立つように支援する制度です。

介護保険で利用できる主なサービス

訪問介護(ホームヘルプ)

利用者の自宅をホームヘルパーが訪問して食事や排せつの介助を行ったり、掃除、洗濯などの家事を援助します。

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で入浴や食事、機能訓練などを日帰りで行います。

施設サービス

介護保険施設に入所して介護を受けられるサービスです。

- 特別養護老人ホーム
常時介護が必要で居宅での生活が困難な人に、日常生活上の支援や介護を行います。
- 老人保健施設等
状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションを中心としたケアを行います。

地域密着型サービス

住み慣れた地域での生活を支援するサービスのため、原則、守山市に住民票のある人が利用できるサービスです。

- 小規模多機能型居宅介護
デイサービス(通い)を中心に、利用者の選択に応じてホームヘルプ(訪問)や短期間の泊まり(宿泊)サービスを組み合わせたサービスを行います。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
日中・夜間を通じて定期的な巡回や緊急時などの随時の訪問介護・看護サービスを行います。
- 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
認知症の人が共同生活する住宅で、日常生活上の支援や機能訓練などを行います。

福祉用具貸与

介護度によってレンタルできない用具もありますが、主な用具として歩行器、車いす、特殊寝台、スロープなどのレンタルができます。

住宅改修費支給

小規模な改修の費用を支給します。具体的には手すりの設置、段差解消のためのスロープの設置、和式便器からの洋式便器の取り替えなどが対象となります。

介護保険の利用手続

介護サービスを利用するには「要介護認定」の申請をして、「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。申請・相談は、介護保険課の窓口でできますのでご相談ください。

〈総合事業〉

要支援相当の状態の方に対して訪問型サービスと通所型サービスを提供するものです。

総合事業で利用できる主なサービス

訪問型サービス

- 介護予防訪問型サービス
利用者の自宅をホームヘルパーが訪問して、食事や排せつの身体介助を行ったり、掃除や洗濯などの生活援助を行います。
- 生活援助サービス
利用者の自宅をホームヘルパーや生活支援サポーター(講座修了者)が訪問して、掃除や洗濯などの生活援助を行います。

通所型サービス

- 介護予防通所型サービス
入浴や食事、機能訓練等のサービスです。
- リハビリデイ
機能訓練指導員による運動器機能訓練を含んだサービスです。

○ゆったりデイ

体操やレクリエーション等のサービスです。

総合事業の利用手続

「要支援」認定者のほか、総合事業の訪問型サービスと通所型サービスのみの利用の場合は、基本チェックリスト(質問票)で事業対象者と認められると利用が可能になります。

〈高齢者福祉サービス〉

日常生活で支援が必要となるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等を対象に実施しています。

主な高齢者福祉サービス

緊急通報システム

虚弱なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に緊急通報装置を設置し、もしもの時に備えます。

紙おむつ費用助成券

市内在住の要介護3以上の在宅の方に、助成券を交付します。(対象外あり)

配食サービス

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に昼食、夕食またはその両方を宅配することで栄養が偏りがちな食生活を改善し、訪問時に安否確認を行います。

GPS機器購入費等補助

認知症等による行方不明の心配がある高齢者等を介護している家族等に対して、GPS機器の購入費用等の一部を助成します。(上限あり)

認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

認知症の高齢者等が他人にケガをさせるなど法律上の損害賠償責任を負った場合、市が加入する保険から1事故につき最大1億円まで補償します。

※高齢者福祉サービスは利用条件がありますので、利用を希望される場合はご相談ください。